

資料1

漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可について

制度の概要

○ 漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のために、都道府県知事が定める規則。

- ・法的根拠：漁業法第65条及び水産資源保護法第4条（事務の区分は第1号法定受託事務）
- ・適用範囲：都道府県の管轄する海面及び内水面
- ・対象者：適用範囲内で水産動植物を採捕する漁業者及び遊漁者等
- ・規則数：全国で83件（平成27年7月現在）

（内容）

・許可漁業、禁止漁業、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止、水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止、漁具又は漁船に関する制限、水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止、水産動植物の移植に関する制限又は禁止

・罰則（6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科）

※ 漁業法第65条第6項及び水産資源保護法第4条第6項に基づく認可の基準

- ・当該申請に係る都道府県の範囲を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護、漁業権又は入漁権の行使、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決等の漁業調整の観点において支障がないと判断されるもの。
- ・不当に義務を課し又は権利を制限すると判断されると判断される規定を有しないもの。

① 諮問・答申
（都道府県⇄海区委等）

② 認可申請
（都道府県→国）

③ 認可
（国→都道府県）

④ 公布・施行
（都道府県）

漁業調整規則に係る農林水産大臣の認可の廃止が困難である理由

- ・法律に基づいて知事が定める規則において、国民の権利義務を制限し、罰則を設けるものであること。
- ・漁業調整上や水産資源の保護培養上、規則により制限又は禁止等の措置を講じている多くの河川、湖沼は、地理的に孤立しているように見えても、支流、湖沼、海を経て水域として繋がっており複数県に関係していること。
- ・海や河川にまたがって回遊するなど当該水産資源の特性、漁業者や釣り人の移動範囲などから、規則改正の内容及びその影響が一県内で完結する限定的なものか否かは、国として広域的観点で判断する必要があること。

※ 農林水産大臣の認可に際しては、平成12年以降、標準処理期間を30日と定め迅速に審査・認可しているところであり、今後も迅速な事務処理に努める所存。（農林水産大臣の認可の事務処理に「早くとも約1年を要する」という事実はない。）

○漁業法

(昭和二十四年十二月十五日) (抄)
(法律第二百六十七号)

(漁業調整に関する命令)

第六十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る。)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止(前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。)

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

5 第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができる。その価額の追徴に関する規定を設けることができる。

6 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、第八十四条第一項に規定する海面に係るものにあつては関係海区漁業調整委員会の意見を、内水面に係るものにあつては内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

(事務の区分)

第三百三十七条の三 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六十五条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第六十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(二) (抄)

○水産資源保護法 (昭和二十六年十二月十七日) (抄)
法律第三百十三号

(水産動植物の採捕制限等に関する命令)

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る。)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができ

る。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止(前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととするものを除く。)

二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつ、その他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止

五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

3 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

5 第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第六号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができる場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

6 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十四条第一項(海区漁業調整委員会の設置)に規定する海面に係るものにあつては、関係海区漁業調整委員会の意見を、同法第八条第三項(内水面の定義)に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

9. 10 (略)

(事務の区分)

第三十五条の二 第四条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。